

# リングフェンス銀行の形成と経営

齊藤 美彦

はじめに

イギリスにおいてリテール銀行業を、投資銀行業・国際銀行業と分離するリテール・リングフェンス規制が二〇一九年一月から本格的に実施された。このリングフェンス規制は、世界金融危機の影響で、大手四行中の二行が国有化されたイギリスにおいて、従来の金融機関の監督体制、破綻処理制度、預金保険制度が不備であったとの反省から制定されたものであった。この規制に基づきイギリスの大手銀行は、組織改編を行った。金融危機が発生すると、ペイメント・システムの中核であり大衆預金を吸収している商業銀行の業務規制を行うべきとの提案が出てくるのが一般的である。一九八〇年代のアメリカにおいて銀行破綻件数が急増し、貯蓄貸付組合（S&L）が危機に陥った時に提案されたのがナローバンク（大衆預金を吸収する銀行には、資産側にT B等の安全な流動資産のみを認める）であった。このナローバンク提案には、①信用創造が不可能となり弾力的な通貨供給が不可能となる、②資産の収益性が乏しく経営が成り立たないとの批判が寄せられた。これと類似しているともみなせるリングフェンス規制は、①の懸念については十分な配慮がなされているが（後述）、②の懸念については現実のリングフェンス銀行の経営を分析しなければわからない。本稿では、以下で初の年決算が発表されたリングフェンス銀行の経営状態について、組織改編の実態の検討とともに検討することとしたい。

## 1 リングフェンス規制と銀行の組織再編

リングフェンス規制の制定経緯については、別稿(斉藤「二〇二〇」)において行っているので、ここではごく簡単に説明することとしたい。二〇〇七年にノーザンロックが流動性危機により破綻し、二〇〇八年にはビッグフォアのうちの二行(RBS・ロイズBG)が国有化されたイギリスにおいては、金融機関の監督制度、破綻処理制度、預金保険制度等の不備が指摘された。それへの対応として、立ち上げられたのが独立銀行委員会(ヴィッカーズ委員会)であり、そこで提案されたもののなかの中心的なものがリテール・リングフェンス規制であった。金融危機後の規制体系の見直し(これは二〇一二年金融サービス法で行われた)と並行して、「大きすぎて潰せない」問題に対処することを主目的として作られたのが同委員会であった。同委員会は、二〇一一年四月に中間報告を発表したが、この中間報告において中心的な論点となったのが、イギリスのリテール銀行業と投資銀行業・国際銀行業等との分離案であり、リングフェンスという考え方が明確なものとして打ち出された。ここではユニバーサルバンクの終焉のための銀行業の大胆な構造改革が求められるとされていた。同委員会は、二〇一一年九月に最終報告を発表した。最終報告が示した「フェンス」内の業務とは、個人および中小企業からのすべての預金と、その口座における当座貸越業務である。金融会社、E E A外の顧客にトレーディング、投資銀行業務を提供することは禁止される。また、大企業からの預金吸収や非金融大企業への単純な貸出は行うことは可能である。リングフェンス銀行が大銀行グループの傘下となる場合は、グループの他の部門からガバナンス上の独立があり、別の法人格を持ち、業務も分離しなければならない。

ただしリングフェンス銀行は、いわゆる完全分離ではなく、同報告書が勧告したのは、①リングフェンス銀行は同一グループ内の他金融機関から独立した法人格を持つべきこと、②リングフェンス銀行により、完全もしくは

は部分的に所有される金融機関については、リングフェンス銀行に認められる業務しか認められないこと、③グループ全体は、業務、スタッフ、データ、サービス等についてリングフェンス銀行が引続きアクセスできることにすること、④リングフェンス銀行すべてのペイメント・システムのメンバーとなるべきこと等であった。なお、リングフェンス銀行と同一グループ内の他のメンバーとの取引については、アームズレンギングスおよび第三者ルールに基づくべきものとされた。

この独立銀行委員会の最終報告の勧告内容は、基本的に政府により受け入れられ、財務省報告書さらには白書の公表を経て立法過程に入り、この内容を盛り込んだ二〇一三年金融サービス（銀行改革）法が成立したのであった。

同法の成立および政令等の制定により、リテール・リングフェンスの具体的な内容が明らかとなった。まず、リングフェンスの制定、すなわちコア・リテール銀行サービスをその投資銀行業務・国際銀行業務から分離する期限を二〇一九年一月一日とした。そして、銀行グループは、第一ステップとして、その法人構造を再編成しなければならない。銀行グループはリングフェンス銀行がその銀行グループの他の法人から独立して経営されていることを担保するために、そのガバナンス構造を見直す（新規のボード設立等）必要がある。また、銀行グループは新規設立のリングフェンス銀行と他の部門との財務的な独立性が保たれているかについて確認しなければならない。

第二ステップは、銀行構造の確立後に、内部の法人間において資産（貸出金等）や負債（預金等）を移動させることである。ある銀行グループにおいては、リテール預金をリングフェンス銀行となる法人に移す。また別の銀行グループにおいては、投資銀行業をリングフェンス銀行となる法人から移すこととなる。さらにまた別のグ

ループにおいては、両者のミックスとなる場合もあることになる。

リテール・リングフェンス規制は、二〇一九年一月に本格的にスタートした。規制対象となる金融機関は、コア・リテール預金が二五〇億ポンド以上の銀行であり、具体的にはビッグフォー（HSBC、バークレイズ、ロイズBG、RBS）およびサンタンデール（旧住宅金融組合から銀行転換したアビーナショナルをスペイン系の銀行が買収した英国法人）である。なお、住宅金融組合最大のネーションワイド住宅金融組合は、二五〇億ポンド以上のコア・リテール預金を有しているが、そもそも住宅金融組合はリテール・リングフェンス規制の対象外である。規制対象各行は、二〇一八年末までに組織改編を行った。

## 2 リングフェンス銀行の経営

このリングフェンス銀行とは何かということであるが、それは一九八〇年代のアメリカにおいて提案されたナローバンクとは異なるものである。ナローバンクは、負債側は決済性預金である一方、資産側はTB等の安全資産にのみ投資できるというものであった。この提案に対しては、①信用創造が不能となり、弾力的な預金、すなわちマネーの供給ができないのではないか、②このような銀行には収益性がないのではないか、というのが主なものであった。①の批判は、現代の通貨供給は商業銀行が民間非銀行部門の資金需要に対して貸出す際に、自らの預金債務を創造してこれを行うという、信用創造メカニズムを理解していない提案なのではとの批判であった。これに対して、リングフェンス銀行は、信用創造が可能である。具体的には、住宅ローンも中小企業向け貸出も、リングフェンス銀行の預金創造により行われるし、大企業向けの貸出も禁止されてはいないからである。その意味で、リングフェンス銀行には、前記①の批判は当てはまらない。

本稿で検討しようとするのは、ナローバンクへの②の低収益性といった批判は、果たしてリングフェンス銀行には当てはまるのかということである。そのために初めての方決算である二〇一九年の各行決算をその組織再編とともに検討することとした。ここでは、組織再編によりリングフェンス銀行を含んだ銀行グループ全体の収益性がどのように変化したのかということは問題とはしていない。あくまでもリングフェンス銀行が単体として収益性がどのようなかを見てみようというものである。もちろん一年目の決算を見ただけで、それが完璧に分析できるものではないのは当然のことである。二〇一九年の銀行の収益環境が特殊であった可能性はあるし、二年目以降の収益性を見なければ分からない点もあるであろう。さらにいえば、リングフェンス銀行が抱えるリスクとはどのようなものであるかを細かく見ることも重要であろう。しかし、まず経営状態の分析の第一歩として、以下では各行の組織再編と二〇一九年決算の内容を概観することとしたい。

#### (1) バークレイズ (Barclays Bank UK plc)

バークレイズ・グループは、二〇一八年四月一日にリングフェンス銀行 (Barclays Bank UK) を設立し、グループ内で資産・負債等の移転を行った。そこにおける業務部門としては、①パーソナル・バンキング、②ビジネス・バンキング、③バークレイカード (クレジットカード) の三部門がある。二〇一九年は金利が低水準かつ低下傾向だったこともあり、住宅ローンの収益性が悪く、全体の収益性は良好なものとはいえない。税引後利益は一・五六億ポンド、税引前利益は六・六九億ポンドであった。ROAは〇・〇六% (総資産の (二〇一八年末残 + 二〇一九年末残) ÷ 二を平残の係数として使用、税引前利益ベースでは〇・二六%、以下同じ)、ROEは〇・九三% (資本についてもROAと同様の処理をした、同四・〇〇%) であった。

資産規模としては、①パーソナル・バンキング部門が七割強であるが、その収益性は税引前利益ベースでのROAが〇・一〇%と非常に低いものとなっている。資産規模では二割程度の②ビジネス・バンキング部門のROAが一・〇八%、③バークレイカード部門のROAが〇・三九%であるが、これが二〇一九年に特有の収益傾向であるかについては、もう少し詳しい分析および、二〇二〇年以降の決算の分析が必要となろう。

## (2) HSBC (HSBC UK)

HSBCは、一九世紀に香港上海銀行として設立され、現在では世界八〇か国以上にわたり営業を行っている巨大銀行グループであるが、イギリスにおけるリテール銀行網は一九九二年に当時のビッグフォーの一角であったミッドランド銀行を買収したことにより獲得したものである。一九九二年の買収後も、イギリス国内においてはしばらくミッドランド銀行の商号により営業していたが、一九九九年以降はHSBS銀行として営業している。

そのHSBCは、二〇一八年七月にリングフェンス銀行としてのHSBC UKを設立し、組織改編を行った。HSBC UKには、①リテールバンキング・ウェルスマネージメント部門 (RBWM)、②コマーシャル・バンキング部門 (CB)、③プライベート・バンキング部門 (PB)、④グローバルバンキング・マーケット (限定的) 部門 (GB&M) がある。税引後利益は五・一六億ポンド、税引前利益は一〇・一〇億ポンドとバークレイズを上回っている。ROAは〇・二二% (同〇・四一%)、ROEは二・三二% (同四・五三%) であった。

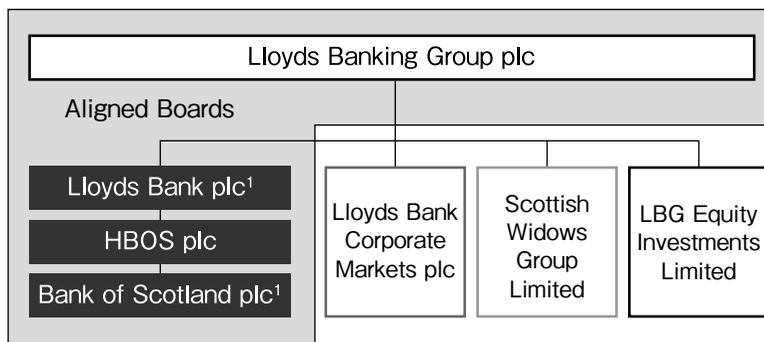
資産規模としては、バークレイズと同規模であるが、特徴的なのは①RBWM部門の資産規模が六割強にとどまっている点である。そして収益面では、②CB部門の収益性が①RBWM部門の収益性を上回っている。ここでも二〇一九年の住宅ローンを中心とするリテールバンキング部門の収益環境の悪さが表れているといえるであろう。

(3) ロイズBG (Lloyds Bank etc.)

ロイズBGは二〇〇八年に実質国有化されたが、その大きな原因は破綻状態にあったHBOS（住宅金融最大のハリファックスとスコットランド銀行が合併）を吸収したことによるものであった。ロイズBGは二〇一〇年代後半に再民営化されたが、二〇一八年中にリングフェンス規制に適合するための組織再編を行った。合併銀行であることもあり、その組織再編は前記二銀行グループよりは若干複雑である。まず二〇一八年中に国際業務等をグループ内非リングフェンス部門に移転し、Lloyds BankおよびBank of Scotlandという二つのリングフェンス銀行を設立した。この他にHBOSというリングフェンス銀行もある（図表1）。また、リングフェンス銀行内のビジネス・ブランドとしては、①Lloyds Bank、②Halifax、③Bank of Scotlandに加えて④M B N A（二〇一七年に買収したクレジットカード会社）がある。

ロイズ銀行は一九九〇年代以来住宅ローン等のリテールバンキングに注力してきた銀行であり、住宅金融最大のHBOSを合併したこともあり、住宅ローンの資産に占める割合が大きい。リングフェンス銀行としてのLloyds Bankの税引き後利益は二二・二三億ポンド

図表1 ロイズBGの組織構造



● RF銀行¹      ○ 非RF銀行      ○ 保険      ○ 投資

(出所) Lloyds BG Annual Report 2018, p. 58.

ド、税引前利益三四・七四億ポンドで、ROAは〇・三八％（同〇・五九％）、ROEは五・六四％（同八・七八％）であった。また、Lloyds Bankの資産規模は、前記二行よりも大きい。

#### (4) RBS (NatWest Holdings)

RBSはもともとスコットランドの地方銀行であったが、二〇〇〇年に当時のビッグフォーの一角であったナショナル・ウエストミンスター銀行を同じスコットランドの地方銀行であるスコットランド銀行との買収合戦で勝利したことにより傘下とし、世界最大規模クラスの銀行となったが、急拡大路線がたたり二〇〇八年に実質国有化された。

このRBSも二〇一八年中に組織再編を行ったが、その内容は前記三行とは異なる特徴的なものであった。それは、リングフェンス銀行中間持株会社としてのNatWest Holdings（RBSグループの一〇〇％持株会社：なお親会社のRBSもNatWestへの二〇二〇年中の名称変更を検討中である）を設立するというものであり、その傘下にリングフェンス銀行としてNational Westminster Bank (Ulster Bank [ベルファスト本店] および Coutts & Co. [プライベートバンク]を一〇〇％保有) The Royal Bank of Scotland および Ulster Bank Ireland (ダブリン本店)があるという組織構造となっている(図表2)。なお、非リングフェンス銀行業務については、グループ内NatWest Markets等に移管された。

中間持株会社としてのNatWest Holdingsの税引後利益は一四・〇六億ポンド、税引前利益は二二・〇六億ポンド、ROAは〇・三三％（同〇・五二％）、ROEは四・二七％（同六・七〇％）となった。部門としては、①パーソナル・バンキング（UKPB）部門、②アルスター銀行（UBRO）③コマーマシヤル・バンキング部門（C

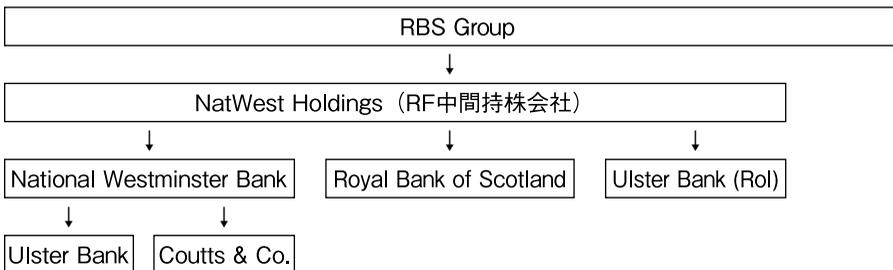
B)、④プライベート・バンキング部門(PB)等があり、このなかでは③C B部門の収益性が高くなっている。資産規模的には、合併銀行であることもあり、Lloyds Bankに次ぐものとなっている。

(5) サンタンデール (Santander UK)

サンタンデールの前身はアビーナショナルであり、それは大手住宅金融組合であったアビーナショナル住宅金融組合が一九八六年住宅金融組合法により銀行転換(相互組織から株式会社への転換)が可能となったことから、その転換第一号として一九八九年に転換したものである。その後、二〇〇四年にそれをスペインのサンタンデールが買収し、イギリス国内における商号もサンタンデールとして営業してきていた。サンタンデールは、リングフェンス銀行としてSantander UKを設立し、非リングフェンス業務を二〇一八年中にサンタンデール銀行(スペイン) ロンドン支店に移管した。

Santander UKの税引後利益は、七・三三億ポンド、税引前利益は一〇・一二億ポンド、ROAは〇・二六%(同〇・三六%)、ROEは四・七〇%(同六・四九%)となった。同行は、旧住宅金融組合であることから、他リングフェンス銀行比較でもリテールバンキング部門(住宅ローン中心)の資産割合も大きいし、収益面においてもそれがほとんどとなっている。資産規模に

図表2 RBS Groupの組織構造



(注) RBS Group傘下にはNatWest Markets等の非RFB銀行等がある。  
 (出所) NatWest Holdings アニュアルレポート等から筆者作成

ついでに、BarclaysおよびHSBC並みである。

### 3 リングフェンス銀行の二〇一九年決算をどうみるか？（ネーションワイド住宅金融組合との比較）

以上でリングフェンス銀行の二〇一九年の決算状況をみたわけであるが、低金利かつ金利が低下傾向だったこともあり、収益状況をROA、ROEでみるかぎり、それは良好であったとは言いがたい。これはリングフェンス銀行の中心業務が住宅ローンであることから、やむを得ないかもしれない。リングフェンス銀行は新たな業態であり、過去の英銀の収益状況と比較してもあまり意味のある比較とは思えない。図表3は、リングフェンス銀行の資産規模、収益状況をまとめたものであるが、これと最大の住宅金融組合であるネーションワイド住宅金融組合の収益状況と比較してみることとしたい。

図表3でみるとおり、ネーションワイドの資産規模はBarclays、HSBC、Santanderとほぼ同規模である。収益状況的には税引後利益は、三・六五億ポンド、税引前利益は四・四六億ポンド、ROAは〇・一九％（同〇・一五％）、ROEは三・五七％（同二・七九％）となった。ROAベースでネーションワイドより低いのはBarclaysのみであるが、同行は税負担が高いということがあり、税引前利益ベースでのそれは〇・二六％である。ここからコマースヤル・バンキング部門を有するリングフェンス銀行の収益性は、住宅金融組合（大手）よりも良好であるという結論を導き出すのは危険であろう。まず考えなければならないのは、決算期の違いであり、ネーションワイドの決算期はリングフェンス銀行各行と異なり期末日が四月五日（イギリスの予算年度と同じ）であり、この約三か月のズレが影響した可能性がある。二〇二〇年に入って以降の新型コロナウイルス感染症騒ぎや、さらなる金利低下が影響した可能性があるからである。事実、ネーションワイドの二〇一八年度の税引後利益は六・三

六億ポンド、税引前利益は八・三三億ポンドと二〇一九年度のほぼ倍であった。

本稿では、リテール・リングフェンス銀行の収益性について検証したわけであるが、それは高いとはいえないものの、二〇一九年だけをみただけではわからないという凡庸な結論しか見出すことはできなかった。しかし、大手の住宅金融組合との比較においては上回っており、今後の収益状況の検討を進めていくしかないということではある。また、図表3では、普通株等Tier1比率（CET1）を示してみたが、これは各行ともにバーゼルⅢの基準（七％）を大幅に上回っており、ほぼ同水準であるが、これは過去の破綻銀行の例からわかるように信頼できる数値とはいえない（ネーションワイドの同比率の高さは組織形態の相違（相互会社）によるものである）。今後において各行のリスク管理がどのようになされるかがより詳しく分析されねばならないであろう。

#### おわりに

リテール・リングフェンス規制は、投資銀行業務・国際業務等のリスクにより商業銀行が破綻するのを防ぐというのがその目的であった。その意味で、まず検証されなければならないのが、危機発生時に実際にリスクが

図表3 RFB等の資産・利益等（2019年<sup>1)</sup>）

（単位：100万£、％）

	Barclays UK	HSBC UK	Lloyds Bank	NW Holdings	Santander UK	NationWide BS
総資産(平残) <sup>2)</sup>	254,851	248,021	587,427	425,386	282,527	243,171
資本(平残) <sup>2)</sup>	16,728	22,292	39,559	32,941	15,598	13,066
税引後利益	156	516	2,233	1,406	733	365
ROA	0.06	0.21	0.38	0.33	0.26	0.15
ROE	0.93	2.31	5.64	4.27	4.70	2.79
CET1 <sup>3)</sup>	13.5	13.0	14.3	15.7	14.3	31.9

(注) 1. 各行はNationwide BS（期末が2020.4.4）を除いては年決算（期末が2019.12.31）

2. 総資産（平残）および資本（平残）は、（2018年末残+2019年末残）÷2で算出

3. CET1は普通株等Tier1比率

(出所) 各行アニュアルレポートより筆者作成

遮断されるか否かであるが、それは本格的な危機が発生しなければ検証しようのないことであるといつてよい。規制の結果として設立されたフェンス内のリングフェンス銀行は、かつてのナローバンク提案の難点とされた信用創造問題については回避されているが、その収益性には疑問も生じていた。リングフェンス銀行は、ローリスク・ローリターンのビジネスモデルであるが、そこにリスクがないわけではない。低金利環境のなかで、無理な資産拡大を行ったり、不健全な高イールド資産を漁ったりするような活動があれば、その経営は一気に悪化するかもしれないからである。なお、最後に付け加えておけば、リングフェンス銀行はナローバンクというよりも、一九八六年住宅金融組合法以降の住宅金融組合に近い存在であるように思われる。一九八六年法は典型的な貯蓄金融機関であった住宅金融組合に、ペイメント・サービスの本格提供を認めることにより預金設定による貸出（信用創造）を認め、住宅ローン以外の貸出も一部認め、ホールセール資金の吸収も上限付きで認めた。その後、大手住宅金融組合のほとんどが銀行（株式会社）に転換したのは、種々の理由があったが、ホールセール資金調達の上限規制を嫌った（その裏側には資産を拡大させたいとの欲求があった）のが、そのひとつの理由であった。銀行に転換した大手住宅金融組合の多くが破綻したり、経営悪化により買収されたりしたことは示唆的であるといえよう。

#### 参考文献

- ・ 各行アニュアルレポート
- ・ Britton, K. et al. [2016] 'Ring-fencing: what is it and how will it affect banks and their customers?', *Bank of England Quarterly Bulletin* 2016Q4.

- ・ Independent Commission on Banking [2011a] *Interim Report*.
- ・ Independent Commission on Banking [2011b] *ICB Final Report: recommendations*
- ・ 斉藤美彦 [二〇二〇] 「リテール・リンクフェンスはどのように形成されたか？」 『証券レビュー』 第六〇巻第一号  
(さいとう よしひこ・客員研究員)